

スポーツ施設における利用料金等の誤徴収について

堺市スポーツ施設（3施設）において、令和2年度から4年度まで指定管理者が本市の承認した利用料金等と異なる金額で徴収していたことが判明しました。

利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底します。

1 対象施設名・件数・金額（令和4年度は、4月～提供時点の集計）

(1) 堺市みなと堺グリーンひろば 施設利用料金 314件 505,500円

| 誤って徴収していた料金 | 正しい料金 |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 平日（2時間あたり） 一般 2,000円 生徒等 1,000円 | 平日（2時間あたり） 一般 1,000円 生徒等 500円 |

(2) 堺市家原大池体育館

体育館延長料金 93件 45,120円

| 誤って徴収していた料金 | 正しい料金 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 延長1時間あたり (例) 大アリーナ 全面 平日 3,300円 | 延長1時間あたり (例) 大アリーナ 全面 平日 2,700円 |

附属設備等（平均台や跳び箱などのレクリエーション器具）利用料金 34件 68,000円

| 誤って徴収していた料金 | 正しい料金 |
|--|--|
| レクリエーション器具1種類につき 2,000円 レクリエーション器具一式 2,000円 | レクリエーション器具1種類につき 150円 レクリエーション器具一式 2,000円 |

(3) 堺市原池公園体育館 施設利用料金 21件 4,200円

| 誤って徴収していた料金 | 正しい料金 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 研修室 1/2面（休日等・9時～17時） 1,560円 | 研修室 1/2面（休日等・9時～17時） 1,360円 |

2 経緯

令和 4 年 11 月 25 日（金）に実施された公の施設の指定管理に関する監査において、みなと堺グリーンひろばのうち「運動ひろば野球場」と「芝生ひろば運動場」の平日利用料金について、指定管理者の作成するホームページに記載されている利用料金と市が承認した利用料金が一致していないとの指摘がありました。

市及び指定管理者において確認したところ、令和 2 年度から令和 4 年度まで市が承認した利用料金と異なる金額を徴収していたことが判明しました。

このことを受け、市内のスポーツ施設について改めて調査した結果、堺市家原大池体育館及び堺市原池公園体育館の 2 施設においても利用料金等について市が承認した利用料金と異なる金額で徴収していたことが判明しました。

3 原因

【堺市みなと堺グリーンひろば・堺市家原大池体育館】

・指定期間開始前の令和 2 年 2 月 28 日に当該施設の代表団体であるコナミスポーツ株式会社から料金提案を受け、市が令和 2 年 3 月 25 日に承認しましたが、コナミスポーツ株式会社の担当者と当該体育館スタッフとの連携が不十分であり、体育館スタッフは誤った料金表をもとに徴収していました。

【堺市原池公園体育館】

・令和 2 年 4 月 1 日の料金改定の際に、研修室の休日等利用料金について当該施設の代表団体である美津濃株式会社が本来 1,560 円で提案すべきところ、料金区分の記載方法の修正協議を進める中で最終的に 1,360 円となっていたことに市と代表団体が気づかず、市はその金額で承認しました。代表団体は、1,560 円で承認されたと認識していたため、市の承認額とは異なる額で徴収していました。

4 今後の対応

- ・該当する利用者の方に謝罪文及び過大徴収した利用料金の返金手続きについての案内文書を送付します。
- ・当該施設のホームページや施設内等で利用者への周知も併せて行います。
- ・利用者への案内文書を送付後、口座振込または各体育館窓口において、速やかに返金対応を行います。

5 再発防止策

- ・指定管理者の代表団体において、市が承認した料金と現場が運用する料金の整合を確実に確認し、団体内での情報共有及びチェック体制を強化します。
- ・体育館の当該事務に従事するスタッフ及び業務責任者など複数人で、正しい料金表に基づく利用実績と日々の収納データの確認を徹底します。
- ・毎年度当初及び料金提案時に、管理運営規則、料金表、施設リーフレット、ホームページ掲載内容等の確認を市及び指定管理者双方で確実に言い、日常業務の中でも定期的な確認を徹底します。
- ・市及び指定管理者が出席する毎月の定期会議時に、施設の管理運営状況の確認に加え、適正に料金が徴収されているか報告を求め、必要に応じて現場で確認する等、指導・監督を徹底します。

| | |
|----------------------------|--|
| 問 い 合 わ せ 先 | (家原大池体育館及びみなと堺グリーンひろば利用料金の誤徴収について) 担 当 : スポーツタウン・堺パートナーズ代表団体 コナミスポーツ株式会社 広報室 電 話 : 03-6867-0852 ファックス : 03-5460-1795 |
| | (原池公園体育館利用料金の誤徴収について) 担 当 : ばらいけ NEXT 創発パートナーズ 代表団体 美津濃株式会社 コーポレートコミュニケーション室 電 話 : 06-6614-8373 ファックス : 06-6614-8385 |
| | (堺市スポーツ施設指定管理者の指導監督について) 担 当 課 : 文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 電 話 : 072-228-7567 ファックス : 072-228-7454 |